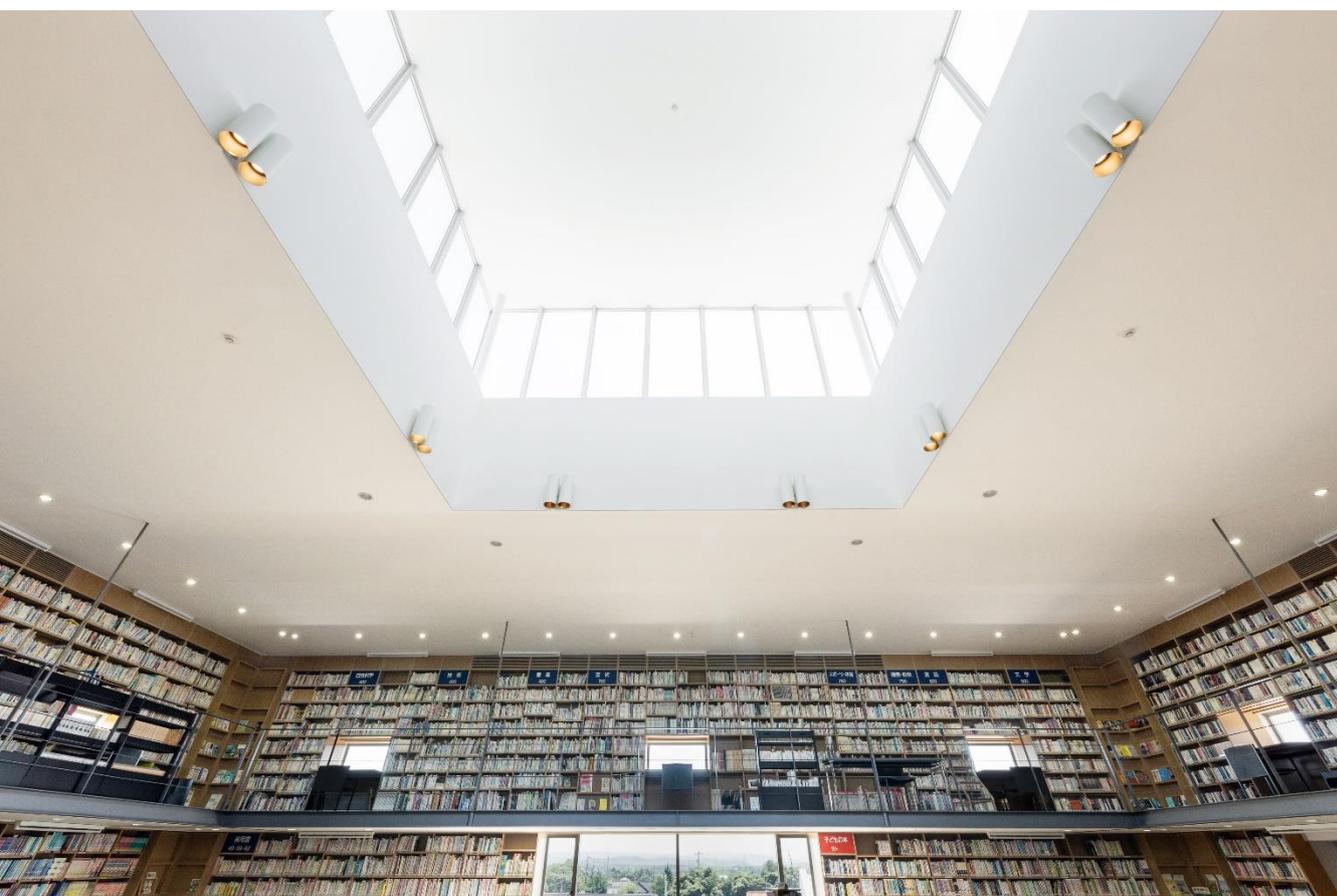


# 第4次奈義町子ども読書活動推進計画

## いきいきなぎっ子読書プラン



みらいを、掘り起こせ

奈義町



# 目次

はじめに.....	1
計画の策定にあたって.....	2
<b>第1章 基本方針.....</b>	<b>3</b>
策定にあたっての基本方針.....	3
奈義町子ども読書活動推進計画の体系.....	5
<b>第2章 子どもの読書活動の推進のための方策.....</b>	<b>7</b>
1. 子どもの発達段階に応じた取り組み.....	7
(1) 乳幼児期（おおむね6歳まで）.....	7
(2) 小学生期（おおむね6歳から12歳まで）.....	8
(3) 中学生期（おおむね12歳から15歳まで）.....	9
(4) 高校生期（おおむね15歳から18歳まで）.....	11
(5) 特別な支援を必要とする子どもへの働きかけ.....	12
2. 家庭・地域・図書館・学校園等における取り組み.....	15
(1) 家庭における取り組み.....	15
(2) 地域と図書館における取り組み.....	16
(3) 学校園等における取り組み.....	19
3. 子どもの読書活動を推進するための施設・設備、その他の諸条件の整備・充実.....	24
(1) 町立図書館の整備・充実.....	24
(2) 学校図書館等の整備・充実.....	26
(3) 図書館間の連携・協力等の推進.....	28
4. 子どもの読書活動推進体制の整備及び啓発広報等.....	30
(1) 奈義町における子どもの読書活動推進体制の整備.....	30
(2) 読書関連団体等との連携・協力の促進.....	30
(3) 「子ども読書の日」を中心にした啓発広報.....	31
(4) 各種情報の収集・提供.....	31
5. 財政上の措置.....	33

---

【トピック1】 学校図書館図書整備等5か年計画（第6次）について.....	34
【トピック2】 子どもの読書活動の現状について.....	35
【トピック3】 読書バリアフリー法と子どもの読書環境の整備について...	36
【トピック4】 デジタル社会に対応した子どもの読書環境の整備.....	37

---

資 料.....	39
○子どもの読書活動の推進に関する法律.....	41
○文字・活字文化振興法.....	43
○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律.....	46
○図書館法.....	51
○公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準.....	67
○学校図書館法.....	74
○学校図書館図書標準.....	79
○図書館の自由に関する宣言.....	81
○図書館員の倫理綱領.....	85

---

## はじめに

「読書」は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きていくうえで欠くことのできないものです。また、子どもが自ら考え、行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身につける上で、重要な学びと気づきを与えてくれます。

しかしながら、テレビやスマートフォン、コンピュータゲーム、インターネット、SNS等の急速な普及や、新型コロナウイルス感染症の流行、GIGAスクール構想によるICT環境の整備など、子どもを取り巻く生活環境は大きく変化しており、これらのことが子どもの読書活動にも影響を与えている可能性が指摘されています。

奈義町においては、2009年度に第一次「奈義町子ども読書活動推進計画」を策定して以降、第3次計画までの15年間に渡り、地域ぐるみで奈義町の子どもたちが豊かで自由な読書に親しめる環境づくりに努めるとともに、こども園の開園、小学校図書室のリニューアル、中学校改築に伴う学校図書館の移転開館など、子どもの読書を支える施設の充実も併せて行ってまいりました。

このたびの「第4次奈義町子ども読書活動推進計画」は、上記のような読書を取り巻く環境の変化を踏まえながら、これまでの取り組みの成果を受け継ぎつつ、より一層の発展を図ることを目指して策定いたしました。

この計画の実施により、あらゆる機会を通じて奈義町の子どもたちが本の世界と出会い、読書の楽しさを知ることで、子どもたちの世界観が広がることを願っています。

令和7年3月  
奈義町長 奥 正親

## 計画の策定にあたって

子どものころの読書体験は、人生をより深く豊かに生きていく糧であり、子どもの人間性を育み、社会で生きるための基本的な知識や考え方を身につける重要な契機になります。

第69回「学校読書調査」（全国学校図書館協議会）によると、2024年5月の1か月間に子どもが読んだ本の平均冊数は、小学生13.8冊、中学生4.1冊、高校生1.7冊、また、不読率（1か月間に読んだ本が0冊の児童生徒の割合）は、小学生8.5%、中学生23.4%、高校生48.3%であり、学校種が切り替わるタイミングで読書量、読書時間ともに減少しており、奈義町の小学校、中学校においても同様の傾向がみられます。

なお、小学生から高校生までの子どもの不読率は、2019年度から2021年度の3年間に上昇しており、新型コロナウイルスの感染拡大による学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書にアクセスしにくい状況が影響したと考えられています。

これらの現状を改善するためには、家庭、学校、町立図書館等、関連諸団体と個人がそれぞれの強みと持ち味を生かしながら、読書の習慣と興味関心が続くように切れ目のない支援を行っていくことが重要と考えます。

このたび策定した「第4次奈義町子ども読書活動推進計画」に基づく取り組みを通じて、奈義町のすべての子どもが、あらゆる機会と場所において自由に豊かな読書に親しむことができるよう、また、適切な時期に適切な本の楽しみに出会えるように努めていきます。

令和7年3月  
奈義町教育長 和田 潤司

# 第1章 基本方針

「奈義町子ども読書活動推進計画」は、地域の子どもたちの幸福で健全な成長を願って策定されました。

そして、子どもたちが成長とともに生活の中に読書の習慣を取り入れ、生涯にわたって読書に親しめる環境を整備するためには、身近に本と親しめるきっかけづくりに加え、家庭・学校・福祉施設・地域等の連携が欠かせないと考えます。

それらの点をふまえて奈義町では、次の基本方針に基づき計画を策定しました。

## 策定にあたっての基本方針

### (目的)

本方針は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づき策定する「奈義町子ども読書活動推進計画」(以下、「本計画」という。)について、その施策に関する基本方針を定めるものとします。

### (基本方針)

- 1 読書の自由は、個人の思想、信条等の内面に關わる行為であり、憲法に定める「国民の表現の自由」及びそれと対をなす「知る自由(知る権利)」につながる住民の基本的な営みのひとつです。計画の策定にあたって、行政の不当な干渉にならないように配慮します。
- 2 本計画は、子どもの読書に關わる個人や団体が連携して、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境整備を行うものです。子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、町立図書館等子どもの読書に關わる施設及び資料の充実、人材の確保と養成につながる内容とします。
- 3 メディアへの過剰な依存や実体験の不足等、子どもを取り巻く現状を改善する方策として読書推進を図ります。しかしながら、読書推進は、子どもの健やかな成長を目指す方法のひとつであって、そのために読書自体が目的化しないように心がける必要があります。また、家庭における子育ての主体は第一義的には保護者であり、読書推進の取り組みにあたって、特定の価値観の押し付けや排除につながらないようにします。
- 4 施策の策定にあたっては、本計画に關わる個人や団体の自主性を尊重する内容とします。
- 5 学校図書館、町立図書館における図書の選定やサービスに關する施策の策定にあたっては、その自主性を尊重する内容とします。また策定にあたり次の事項に留意した内容とします。

- ・「奈義町まちづくり総合計画」との整合性を図った内容とする。
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律、図書館法、学校図書館法等、関係法令の要求を満たす内容とする。
- ・「図書館の自由に関する宣言」、「図書館員の倫理綱領」、「公立図書館の任務と目標」等の諸規範を尊重する内容とする。
- ・町立図書館においては、図書館法に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」をはじめとする諸基準の要求を満たす内容とするよう努める。
- ・学校図書館においては、「学校図書館図書標準」、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画（2022年度～2026年度）」を達成可能な内容とするよう努める。

6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加を促します。

7 本計画の実施期間は、2025年度から2029年度までのおおむね5年間とし、必要に応じて改訂を行うものとします。

# 奈義町子ども読書活動推進計画の体系

## 第1章 基本方針

策定にあたっての基本方針

奈義町子ども読書活動推進計画の体系

## 第2章 子どもの読書活動の推進のための方策

1. 子どもの発達段階に応じた取り組み
  - (1) 乳幼児期（おおむね6歳まで）
  - (2) 小学生期（おおむね6歳から12歳まで）
  - (3) 中学生期（おおむね12歳から15歳まで）
  - (4) 高校生期（おおむね15歳から18歳まで）
  - (5) 特別な支援を必要とする子どもへの働きかけ
  
2. 家庭・地域・図書館・学校園等における取り組み
  - (1) 家庭における取り組み
  - (2) 地域・図書館における取り組み
  - (3) 学校園等における取り組み
  
3. 子どもの読書活動を推進するための施設・設備、その他の諸条件の整備・充実
  - (1) 町立図書館の整備・充実
  - (2) 学校図書館等の整備・充実
  - (3) 図書館間の連携・協力等の推進
  
4. 子どもの読書活動推進体制の整備及び啓発広報等
  - (1) 奈義町における子どもの読書活動推進体制の整備
  - (2) 読書関連団体等との連携・協力の促進
  - (3) 「子ども読書の日」を中心にした啓発広報
  - (4) 各種情報の収集・提供
  
5. 財政上の措置

※用語解説

用語	説明
子ども（子供）	本計画では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第二条における、おおむね十八歳以下の者をいう。
読書活動	子どもが本を読んだり、絵本を見たりストーリーテリングを聞いたりすること、朗読会に参加すること、また、読書感想文を書いたり、コンクールに参加したりすること等、子ども自身が読書に関わりを持つ活動のこと。
読解力	自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために、書かれたテキストを理解し、利用し、熟考し、これに取り組む能力のこと。読解リテラシー。
奈義町まちづくり総合計画	奈義町の総合的かつ計画的な行政運営の指針であり、町の最上位計画に位置付けられる。 基本構想は、2020(令和2)年度から2029(令和11)年度までのおおむね10年間。基本計画は、前期(2020年度から2024年度まで)、後期(2025年度から2029年度まで)のおおむね各5年間。

## 第2章 子どもの読書活動の推進のための方策

### 1. 子どもの発達段階に応じた取り組み

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣が形成されるためには、おおむね中学生期までに十分な読書の習慣が身につけていることが重要と考えられています。

また、学校種間の接続期（小学校入学、中学校入学など）において、生活環境が変わることで、子どもの読書離れが進む傾向にあります。

乳幼児、児童、生徒の一人ひとりの発達や読書経験に留意しながら、家庭・地域・図書館・学校園等が連携して、切れ目のない支援に取り組んでいく必要があると考えます。

#### （1）乳幼児期（おおむね6歳まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり、乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになります。

また、さまざまな体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。

##### 〈現状と課題〉

幼い子どもにとって、物語や絵本の世界に浸る体験は、未知の世界に興味や関心を広げるために大切です。

赤ちゃんは、生後数か月から絵本に興味を示しますし、文字を学ぶ前の子どもでも、自分で絵本を見て楽しんだり、読み聞かせをしてもらったりすることで、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わうとともに、まわりの人と心を通わせることができます。

また、読み聞かせをしてもらうことで、本を読んでもくれる人と大切な時間を過ごす快さを知ることができます。

乳幼児が絵本や物語などに親しむことの重要性を保護者に伝えたり、学校園や子育て支援施設など、保護者や乳幼児の身近な場所で本の楽しさに触れたりする機会をつくっていくことを通じて、身近な場所に本がある環境づくりと読み聞かせの推進に取り組むことが求められます。

##### 〈取り組み〉

#### ①本と出会う

- 保護者への乳幼児向けのおすすめ本に関する情報提供
- 乳児健診や子育て支援の場等、様々な機会を活用した読み聞かせの実施や保護者の本選びへのアドバイス
- おはなしのへや（乳幼児向けの読み聞かせ会）等、本との出合いの機会を提供する行事の開催

- ブックスタート事業※による、家庭での読書の習慣づくりと本を通じた親子の触れ合い
- 読書に関心のない子どもや保護者が町立図書館を訪れるきっかけとなる行事の開催
- 乳幼児と児童生徒の読書を通じた世代間交流の促進

## ②本に親しむ

- 乳幼児やその保護者にとって使いやすく魅力的な町立図書館サービスの提供（読み聞かせの実施、わかりやすい表示、書棚の高さやレイアウトの工夫等）
- 教育・保育・子育て支援施設の絵本コーナーの充実
- 教育・保育・子育て支援施設や地域の文庫活動等への、町立図書館からの団体貸出の促進
- 家庭での読み聞かせや本を通じた交流の時間づくり

## ③体制づくり

- 教育・保育・子育て支援施設の職員や保護者を対象とした、講座・勉強会等の実施
- 読書活動ボランティアの養成

## （2）小学生期（おおむね6歳から12歳まで）

小学生期には、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになります。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始め、読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになります。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合があります。

### 〈現状と課題〉

この時期の子どもは、生涯にわたる読書習慣を身につけていくために、幅広く読書を楽しみながら、内容や要旨をとらえるなど基本的な読む能力を身につけるとともに、読書をとおして考えを広げたり深めたりしようとする態度を身につけていくことが望まれます。

そのためには、学校や家庭を中心として、子どもが「本を読んで面白かった」、「本が役に立った」という経験ができるような取組みを地道に行うことが重要です。

学校全体や家庭で一緒に読書する時間を確保し、子どもの興味や目的に合った魅力的な本と出合えるような読書環境づくりや幅広い分野の本を紹介していく取組みを進める必要があります。

### 〈取組み〉

#### ①本と出会う

- 担任や学校司書、司書教諭（図書担当教諭）等の教職員による児童へのおすすめ本の紹介
- おはなし会（児童向けの読み聞かせ会）等、本との出会いの機会を提供する行事の開催
- 児童の読書の習慣の継続と興味関心の喚起につなげるセカンドブック事業※の実施
- ブックトークの実施やコーナーの設置など、一定のテーマを立てて行う、おすすめ本の紹介
- 読書に関心のない子どもや保護者が町立図書館を訪れるきっかけとなる行事の開催

## ②本に親しむ

- 学校図書館や町立図書館における子どもの発達段階に応じた、使いやすく魅力的な施設・設備配置（わかりやすい表示、書棚の高さやレイアウトの工夫）
- 学校図書館における開館時間の確保、子どもの本選びのサポート等の充実及びその実現に向けた学校内組織体制の確立
- 学校における一斉読書（朝読）の実施と本選びのサポート
- 学校、なぎ放課後児童クラブ、地域の文庫活動等への、町立図書館からの団体貸出の促進
- なぎ放課後児童クラブとの連携による事業の実施。（来所児童による町立図書館利用、司書による放課後児童クラブでの読み聞かせ等）
- 家庭での読み聞かせや本を通じた交流の時間づくり

## ③読む力をつける

- 児童が学校図書館を利用するためのオリエンテーションの実施や、町立図書館見学の機会の設定
- 児童が目的や課題に応じた本選びをできるようになるための、担任や学校司書、司書教諭（図書担当教諭）等の教職員によるサポートの実施
- 学校図書館や町立図書館を活用した調べ学習の充実
- 町立図書館における調べ学習の支援（教職員に対する本選びのサポート、団体貸出に関する情報提供、調べ学習コーナーの設置等）

## ④体制づくり

- 「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」の一斉啓発活動の実施
- 学校司書、司書教諭（図書担当教諭）等の適切な配置と、学校教職員を対象とした研修等学習機会の充実
- 読書活動ボランティアの養成

## （3）中学生期（おおむね12歳から15歳まで）

中学生期には、多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。

また、自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようと考えようようになります。

### 〈現状と課題〉

読書には、楽しむための読書だけでなく、必要な情報を読み取るための読書、さらには読み取った情報を基に自分の考えを明確にしていくための読書など、様々な目的のものがあります。

読書活動は本来読み手の個人的な活動であり、自主性や自発性を尊重することが重要ですが、子どもの興味や関心に応じた計画的、継続的な指導により、中学生期については義務教育の最終段階として、日常生活における読書活動を「目的に応じて本や文章などを読み、知識を広げたり、自分の考えを深めたりすること」につなげ、継続的な読書を促すようにすることが求められます。

学習活動のなかで、必要な情報の集め方や、情報を読み取るための読み方、その情報の活用の仕方について理解させると同時に、読書の範囲を広げ、手に取る本や文章の質を向上させていくためには、子どもが、目的や興味に応じた魅力的な本に出合うための環境づくりを行うことが大切です。

中学生期は、興味や関心、活動範囲が広がることにより、読書から遠ざかりやすい時期でもありますが、学校全体で、一斉読書（朝読）等の本を読む時間の確保や、ブックトーク、ビブリオバトル（書評合戦）等魅力的な本を紹介する取り組み、学校図書館を活用した体系的な読書指導を行うとともに、町立図書館や読書活動ボランティア、地域の文庫等が地域ぐるみで協力、連携しながら子どもの読書への関心が途切れないように働きかけていく必要があります。

### 〈取り組み〉

#### ①本と出会う

- 担任や学校司書、司書教諭（図書担当教諭）等の教職員による生徒へのおすすめ本の紹介
- ブックトークの実施やコーナーの設置など、一定のテーマを立てて行うおすすめ本の紹介
- ビブリオバトル（書評合戦）によるゲーム感覚を取り入れた生徒同士のおすすめ本の紹介
- 読書に関心のない中学生が、町立図書館を訪れるきっかけとなる行事の開催

#### ②本に親しむ

- 町立図書館における開館時間の確保、ヤングアダルト（ティーンズ）世代※向けのコーナーの設置、調べ学習のための参考図書の整備等、中学生が使いやすく魅力的なサービスの充実
- 学校図書館における開館時間の確保、子どもの本選びのサポート等の充実及びその実現に向けた学校内組織体制の確保
- 委員会活動や部活動など生徒主体による読書活動の活性化
- 学校における一斉読書（朝読）の実施とその際の本選びのサポート
- 学校、地域の文庫活動等、町立図書館による団体貸出の促進

#### ③読む力をつける

- 生徒が学校図書館を利用するためのオリエンテーションの実施
- 生徒が目的や課題に応じた本選びができるようになるための、担任や学校司書、司書教諭（図書担当教諭）等の教職員によるサポートの実施

- 学校図書館や町立図書館を活用した調べ学習の充実
- 町立図書館における調べ学習の支援（教職員に対する本選びのサポート、団体貸出に関する情報提供、調べ学習コーナーの設置等）

#### ④体制づくり

- 「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」の一斉啓発活動の実施
- 学校司書、司書教諭（図書担当教諭）等の適切な配置と、学校教職員を対象とした研修等学習機会の充実
- 中学校における委員会活動の育成
- 読書活動ボランティアの養成

### （４）高校生期（おおむね15歳から18歳まで）

この時期、読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになります。

#### 〈現状と課題〉

中学生期と同様、幅広い読書活動を通じて、情報を得て用いたり、ものの見方や感じ方、考え方を豊かにしたりすることが求められるとともに、高校生期には、文章表現の特色に注意して読んだり、内容を的確に読み取ったり、必要に応じて要約や詳述をしたりすること、人物、情景、心情などを表現に即して読み味わったりこと、書き手の意図をとらえたりすることが求められます。

また、中学生期と同様、興味や関心、活動範囲が広がることにより、読書から遠ざかりやすい時期ですが、子どもが自主的な読書活動に取り組めるよう、子どもの目的や興味に合った魅力的な本に出合うための環境づくりを行うが大切です。

町立図書館での調べ学習をはじめとした、情報を適切に用いて、思考し、表現する能力を高めることの指導、読書意欲を喚起し幅広く読書する態度を育くむためのブックトークやビブリオバトル（書評合戦）等の導入など、生徒のこれまでの読書活動との関わりや段階を踏まえた取組みを進めるとともに、町立図書館や読書活動ボランティア、地域の文庫等が地域ぐるみで協力、連携しながら子どもの読書への関心が途切れないように働きかけていく必要があります。

#### 〈取り組み〉

##### ①本と出合う

- 町立図書館における、ブックトークの実施やコーナーの設置など、一定のテーマを立てて行うおすすめ本の紹介
- 町立図書館における、おすすめ本の紹介
- 読書に関心のない高校生が、町立図書館を訪れるきっかけとなる行事の開催

##### ②本に親しむ

- 町立図書館における開館時間の確保、ヤングアダルト（ティーンズ）世代※向けのコーナーの設置、調べ学習のための参考図書の整備等、中学生が使いやすく魅力的なサービスの充実

### ③読む力をつける

- 生徒が目的や課題に応じた本選びをするための、司書によるサポートの実施
- 町立図書館を活用した調べ学習の充実
- 町立図書館における調べ学習の支援（本選びのサポート、コーナーの設置等）

### ④体制づくり

- 司書を対象とした研修等学習機会の充実

## （５）特別な支援を必要とする子どもへの働きかけ

### 〈現状と課題〉

障害のある子ども、発達に課題のある子ども、日本語を母語としない子ども等、さまざまな身体的・社会的な理由で支援を必要とする子どもは、読書に親しむ機会が少なくなりがちです。

子どもの知的活動を増進し、人間形成や情操を養うために、子どものニーズや、興味・関心に合った読書活動を支援していくことが必要です。

町立図書館や学校における特別支援学級では、読書バリアフリー法を踏まえて障害の状態に応じた選書や施設・設備等の整備、読書活動ボランティアの支援等による本と出合う機会づくりを行うことが重要です。

また、特別支援学級においては、学級の実態に応じて、学校図書館を活用した教育活動の展開に一層努めていく必要があります。

なお、町立図書館においては、地域や学校に日本語を母語としない子どもがいる場合には、多言語の図書を充実させるとともに、病院等の施設にいる子どもの読書活動を支援することも求められます。

### 〈取り組み〉

#### ①本と出合う

- 担任や学校司書、司書教諭（図書担当教諭）、町立図書館司書等の教職員による、児童生徒へのおすすめ本の紹介
- 支援が必要な子どもの状態に応じた本との出会いを提供する行事の開催（おはなし会、おはなしのへや 等）

#### ②本に親しむ

- 学校図書館や町立図書館における、子どもの発達段階に応じた、使いやすく魅力的な施設・設備の充実（わかりやすい表示、書棚の高さやレイアウトの工夫）
- 町立図書館等における子ども向けの点字図書、録音図書（DAISY※等）、LLブック※、外国語図書等の充実、電子書籍の活用及び目録情報の整備
- 学校、地域の文庫活動等への町立図書館による団体貸出の促進
- 手話や多言語による読み聞かせ等の実施
- 図書館に行くのが困難な子どもがいる施設（病院・診療所等）への読み聞かせ等の実施

### ③読む力をつける

- 子どもが目的や課題に応じた本選びができるようになるための、担任や学校司書、司書教諭（図書担当教諭）等の教職員によるサポートの実施
- 学校図書館や町立図書館を活用した調べ学習の充実
- 町立図書館における調べ学習の支援（教職員に対する本選びのサポート、団体貸出しに関する情報提供、調べ学習コーナーの設置）

### ④体制づくり

- 学校司書、司書教諭（図書担当教諭）等の適切な配置や、学校教職員を対象とした研修等学習機会の充実
- 読書活動ボランティアの養成

### ※用語解説

用語	説明
ブックスタート事業	乳幼児が、本との出会いをとおして親子のふれあいを深めることを目指す事業。奈義町では、乳児健診時に司書がブックスタートの趣旨や子どもの読書の重要性について説明するとともに、絵本や図書館作成の絵本リスト等を配布し、日常生活に読書の習慣を取り入れるきっかけづくりを行っている。
ヤングアダルト世代	ヤング アダルトフッド Young Adulthood（大人と子どもの中間層にあたる世代）。ここではおおむね小学校高学年から中学生・高校生程度の年齢層を指す。YA（ワイエー＝英語の頭文字をとって）またはティーンズ世代とも。
デ イ ジ ー D A I S Y	デ ジ タ ル ア ク セ シ ブ ル イ ン フ ォ メ ー シ ョ ン シ ス テ ム 「Digital Accessible Information System（アクセシブルな情報システム）」の略。デイジーコンソーシアムが提唱する、視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音の国際標準規格。視覚障害者の他、学習障害、知的障害、精神障害の人にとって有効な学習ツールとして活用されている。

<p>エルエル L Lブック</p>	<p>知的障害のある人や日本語を母語としていない人など、文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な人でも、やさしく読めるように、やさしいことばや文章、写真やイラストを多く用いるなどの工夫がされている本のこと。「L L」とは、スウェーデン語のLattlast（レットラスト）の略語で、「やさしく読める」という意味。</p>
<p>セカンドブック事業</p>	<p>子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけをつくり、自発的な読書活動につなげることを目的として本をプレゼントする事業。</p> <p>奈義小学校では、国語科の授業の一環としてクラス毎に原則毎週1回学校図書館を利用する時間を設けているが、5、6年生は月1回程度に減少するため、「図書の日」で身に付いた読書の習慣の継続と本への興味関心を喚起する取り組みとして、4年生のタイミングでセカンドブックを実施している。</p> <p>ブックスタート事業のフォローアップを兼ねる。</p>

## 2. 家庭・地域・図書館・学校園等における取り組み

### (1) 家庭における取り組み

#### 〈現状と課題〉

子どもの読書習慣は、日常生活の中で形成されるものであり、子どもにとってもっとも身近な存在である保護者が、読書に対する興味や関心を引き出すように働きかけることが望まれます。

家庭における読書は、本を介して家族が触れ合う時間を持ち、絆を深める手段として重要なものであり、子どもの興味・関心や発達段階に応じた読書傾向等を踏まえながら、読み聞かせをしたり、子どもといっしょに本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、読書に親しむきっかけづくりをすることが重要です。

また、家庭における読書をより豊かで幅広いものにするためには、学校園、町立図書館、町保健相談センター、団体、企業、ボランティア等、子どもの読書に関わるさまざまな機関や個人が連携・協力して、支援を行うことが重要です。奈義町では、家庭における子どもと本の出会いにつながるさまざまな取り組みに努めてきました。

幼いころから身近に本があり、本を通じて家族がふれあう機会が定着することを目指し、平成15年度からブックスタート事業を実施しています。

また、図書館での赤ちゃん絵本の整備や「おはなしのへや」（乳幼児向けの絵本の読み聞かせなど）の実施等、ブックスタートが単なるイベントに終わってしまわないよう、実施後のフォローアップに努めているところです。

ブックスタート後に図書館で利用者カードをつくって本を借りていく親子が増え、乳幼児向け絵本の貸出が伸びていることから、事業の成果が浸透してきていることがうかがえます。

その他、子どもが本と出会い、読書に親しむきっかけにつながる活動や催しに親子で参加してもらえるよう、関係機関の協力を呼びかけています。

また、子どもの思考力・想像力の低下が憂慮されており、家庭において、家庭において、PCやスマートフォンが普及することで、幼少期から日常的にインターネット等の情報メディアに触れる機会が増えるのに反比例して、活字による読書体験が減っていることが、その原因のひとつと考えられています。

保護者に対しては、読書や言葉・文字の大切さ、乳幼児期から家庭で読み聞かせを行うことや、思春期までに主体的な読書の習慣が身につくように支援することの重要性について、理解を促す必要があります。

また、子育て支援関係の部署や団体等とともに、子どもが情報メディアと適切に接する姿勢や心構え（メディアリテラシー※）について考える機会づくり、子どもの生活リズム向上を目指した取り組みを支援していくことが重要です。

#### 〈取り組み〉

①おはなしのへや（乳幼児向けの読み聞かせ会）、おはなし会（児童向けの読み聞かせ会）等、親子を対象にした読書に関する行事への参加を促します。また、乳幼児期からの読み聞かせの啓発等、家庭教育支援を一層推進します。

- ②ブックスタート事業の継続、充実を図ります。
- ③保護者が集まる機会を利用して、読書に関する情報発信に努めます。
- ④家庭における「家読（うちどく）※」の取り組みを奨励します。
- ⑤子どもと保護者にメディアリテラシー※や情報モラルへの理解を促します。

※用語解説

用語	説明
メディアリテラシー	Media Literacy。 情報メディア（媒体）の特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいはメディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のこと。情報リテラシー。
家読（うちどく）	家庭において子どもを中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆が一層深まることを目指す活動。家庭読書、ファミリー読書。

## （２）地域と図書館における取り組み

### 〈現状と課題〉

子どもにとって町立図書館は、魅力ある本と出会うことができる場所であり、豊富な資料の中から興味のあることがらを自分で学ぶことができる場所です。

しかしながら、遠隔地の子どもが町の中心部にある町立図書館にひとりで来館することは困難であり、それらの子どもが図書館を利用するために保護者の協力は欠かせません。

また、来館困難な子どもに対しては、地域の子育ての集まりや読書サークル等への団体貸出や定期配本、電子書籍貸出サービス等のアウトリーチ（遠隔）サービスを通じて、日常的に本とふれあうアクセスポイント（拠点）づくりを進めていく必要があります。

町保健相談センターやなぎチャイルドホーム（子育て等支援施設）、つどいの広場“ちゅくしんぼ”、みんなのおうちぽっかぽか、地域の文庫等で行われる、子どもへの読み聞かせやブックトーク※、保護者向けの勉強会等もそのひとつであり、こうした子どもと保護者の居場所における読書活動が一層推進されることが期待されます。

併せて、さまざまな身体的・社会的理由で読書に障害のある子どもに対しては、これらの障害や発達の程度に応じて、情報格差を取り除くための人的支援や情報機器の整備などを進める必要があります。

上記のような取り組みが十分な機能を発揮するためには、町立図書館だけでなく、地域の子育てや読書活動に関わる個人や団体とも連携しながら、地域ぐるみで子どもが自律的に読書活動を行うことができる環境づくりを進めていく必要があります。

〈取り組み〉

①町立図書館における取り組み

○以下の表は、第3次奈義町子ども読書活動推進計画（2019年～）策定以降の、子どもによる町立図書館の利用状況を示したものです。

◎子どもによる町立図書館利用状況

年度	2019	2020	2021	2022	2023
入館者数	6,620人	2,518人	2,814人	3,102人	3,339人
	乳幼児 1,920	乳幼児 951	乳幼児 1,132	乳幼児 1,172	乳幼児 1,383
	小学生 2,616	小学生 1,156	小学生 1,350	小学生 1,553	小学生 1,546
	中学生 1,138	中学生 249	中学生 250	中学生 258	中学生 317
	高校生 946	高校生 162	高校生 82	高校生 119	高校生 93
貸出冊数	7,772冊	5,877冊	6,041冊	5,380冊	5,547冊
	乳幼児 1,833	乳幼児 1,586	乳幼児 1,503	乳幼児 1,534	乳幼児 1,408
	小学生 4,298	小学生 2,716	小学生 3,211	小学生 2,441	小学生 2,417
	中学生 1,523	中学生 1,417	中学生 1,202	中学生 1,304	中学生 1,499
	高校生 118	高校生 158	高校生 125	高校生 101	高校生 223

○新型コロナウイルス感染症の流行による図書館利用の制限（臨時休館等）により、2020年度は入館者数、貸出冊数ともに大幅に減少しました。

これ以降は、全体として回復・増加傾向が続いていることから、策定後の取り組みを通じて一定の成果が挙がりつつあると考えられます。

第4次計画では、町立図書館を、子ども同士がつながり合い学び合う場として位置づけるとともに、各種の取り組みを通じて、入館者数の増加等、利用の促進を図ります。

○「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」等を踏まえた取り組みに努めます。

○子ども向け資料に関する利用案内の発行や、レファレンスサービス※（調査相談業務）の充実に努めます。また、ヤングアダルト（ティーンズ）世代の利用者に対する資料及びサービスの充実に努めます。

○岡山県立図書館が運用する資料搬送システムをはじめとする図書館間ネットワークの活用による資料と情報の提供に努めます。

○地域の文庫をはじめとするグループ・施設等への団体貸出の促進、こども園、小学校、中学校、なぎチャイルドホーム、つどいの広場“ちゅくしんぼ”、なぎ放課後児童クラブ、みんなのおうちぽっかぽか等への定期配本をはじめとする、町内のサービスポイント（拠点）の拡充と資料搬送ネットワークの整備を通じて、日常的に来館困難な子どもへのサービスに努めます。

- 町立図書館司書が学校園を訪問したり、園児・児童・生徒が町立図書館を訪問したりすることによって行われる、読み聞かせやストーリーテリング※、本の紹介等を通じて、子どもの読書活動を支援します。
- 町立図書館を利用する子どもが、新しい情報通信技術に触れ、それらを活用できる環境整備と支援に努めます。  
例：ICT※（情報通信技術）機器等の整備及びそれらの機器やサービスの活用の支援
- 地域への理解を深めるための資料収集・紹介に努め、地域にちなんださまざまなテーマで展示や行事等を行います。
- 友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高め、本を通じた他者とのつながりづくりにつながる取り組みの充実を図ります。  
例：書評合戦（ビブリオバトル）、読書会、チャレンジ！一日図書館員、ブックトーク 他
- 町立図書館の役割や読書の楽しさ、必要性を理解してもらうための講演会や講座の開催等の啓発活動に努めます。
- 障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもへの支援と、自由に読書を行える環境づくりに努めます。  
例：点字資料・大活字本・録音資料（DAISY）の整備、障害者向けの情報機器の設置、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の導入、図書館利用の介助、筆談等によるコミュニケーションの確保、代読 他

## ②子育て支援施設や読書ボランティア等との連携

- なぎチャイルドホーム（子育て支援施設）などの子どもと保護者が集う施設や、日常的に子どもや保護者と関わる機会の多い読書ボランティア等との相互協力、連携に努めます。  
例：なぎ昔話語りの会季節の公演（地域の昔話の語りによる普及活動）、ナギモカフェスティバル他

## ③子どもの読書に関わる個人、団体への支援

- 小学校・中学校図書館への学校司書の配置を進めます。
- 町立図書館司書と学校司書が、児童生徒の読書の現状を把握・共有することで子どもの読書環境の充実のための連携・協働を進めます。
- 子どもの読書活動の推進に携わる個人や民間団体を把握し、それらの個人や団体に対して、子どもの読書活動に関する情報提供を図ります。

## ※用語解説

用語	説明
レファレンスサービス （調査相談業務）	Reference Service。 利用者の求めに応じて、図書館職員等が調査・研究に必要な本の紹介や資料・情報の検索・提供等を行うこと。

ブックトーク	Book Talk。 本への興味を引き出すような工夫を凝らしながら、複数の聞き手に対して本の紹介を行うこと。
ストーリーテリング	Storytelling。 話し手が、おはなしや物語を覚えて、本なしで聞き手に語って聴かせること。
アイシーティー I C T	インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。コンピュータや、インターネット関連などの分野における、技術や、それらの産業・設備・サービスなどへの活用の総称。

### (3) 学校園等における取り組み

#### 〈現状と課題〉

学習指導要領（2017（平成29）年3月告示）※では、総則において「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」を指導目標に掲げています。

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし豊かな心を育む「読書センター」としての機能、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。

また、アクティブ・ラーニング※（自ら考えて判断し、行動できる資質や能力等を育むための、主体的・対話的で深い学び）や探求型学習※（自ら課題を見つけ、情報を収集・整理・分析しながら、問題の解決に取り組み、意見をまとめ・表現することを繰り返していく学習活動）を効果的に進める基盤としての役割も期待されています。

学校においては、上記の指導目標を達成するために、学級担任・司書教諭（図書担当教諭）・学校司書等の連携を中心として、学校ぐるみで読書活動に対する意識を深め、教育活動全体を通じて多様な指導の展開を図りながら、児童生徒の望ましい読書習慣が形成されるよう努めることが求められています。

現在、町内の学校では、読書の楽しさとの出会いと読書習慣の形成を目的に、始業前の時間に児童生徒が本を読む「朝の読書」の取り組みに加えて、学級担任、司書教諭（図書担当教諭）、学校司書等の教職員が、子どもの発達段階に応じた本を紹介したり、読書ボランティアや町立図書館等と協力して読み聞かせやストーリーテリングを行ったりする等、子どもの読書習慣の形成につなげる工夫に努めています。

また、町立図書館から学校への定期配本、小学校・中学校に町立図書館司書が赴いて行うブックトークなどの読書支援は、子どもが広く本を知り、多分野の本に興味を持つ機会となっています。

子どもと本との出会いをより豊かにし、生涯にわたる読書習慣の形成を図るためには、子どもが日常の多くの時間を過ごす学校園で、より一層本の楽しさと出会える機会を増やしていくことが求められます。

また、教科書指導のための研究文献や教師向け指導教材として使える図書などを集めて教員が使えるようにしたり、こうした図書資料のレファレンスや取り寄せ等のサービスを行ったりする教員のサポート機能も、学校図書館が本来行うべき重要な役割の一つです。

学習指導要領では、各教科等での学校図書館の計画的な利用と機能の活用が求められており、指導の改善・充実のため、それぞれの教員が、学校図書館の機能を有効に活用するスキルを身に付けていくことが大切です。しかしながら、少なくともこれまでの学校図書館については、このような機能が十分に発揮されてきたとは言い難い実態があり、町立図書館と連携しながら、改善に取り組んでいく必要があると考えます。

#### 〈取り組み〉

##### ①児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

- 一斉読書（朝読）の実践や学校図書館の利用指導、読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介、図書（文化）委員会活動の活性化等の取り組みをいっそう奨励します。
- 友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高め、本を通じた他者とのつながりづくりにつながる取り組みの充実を図ります。  
例：書評合戦（ビブリオバトル）、読書会、ブックトーク 他
- 学校支援ボランティアとの連携による読書支援活動（読み聞かせやストーリーテリング、ブックトーク等）を通じて、児童生徒の読書に対する興味付けや、読書機会の提供に努めます。
- 学校において本を推薦するコーナーを設けたり、話題の本を紹介したりする等、児童生徒の興味や関心を喚起するよう工夫し、学校や家庭における読書習慣を確立するよう促します。
- 小学校、中学校においては、図書に加えて、速報性や時事性に優れた逐次刊行物（新聞・雑誌など）の収集に努めます。特に新聞については、インターネット等のデジタル情報に頼りがちなことも鑑み、重要なアナログの活字情報源として、その活用に努めます。
- 児童生徒の自主的な読書活動の一層の推進を図るため、国語の研修講座や司書教諭研修講座等に積極的に参加し、読書指導に関する研究や先進的な取り組みを各校に広め、教職員の指導力の向上、学校図書館や町立図書館を活用した指導の充実を図ります。
- なぎ放課後児童クラブ（学童保育）をはじめとする、児童を対象とした子育て支援活動の中で、読み聞かせの実施や町立図書館の利用等を推進します。

##### ②家庭・地域・町立図書館との連携による読書活動の推進

- 学校が家庭・地域と連携して、子どもの生きる力を育む読書活動を推進するよう努めます。また、事例の紹介・普及を図ります。

- 読書活動の持つ意義や効果を教員が共通して認識できるような研修を進め、読書活動の効果を学校教育活動全体に生かせるよう努めます。
- 学級文庫の充実を図り、読書活動を促進します。
- 家庭における「家読（うちどく）」の取り組みを奨励します。
- 子どもの読書活動の推進に関わる学校関係者の意識が高まるよう、先進的な取り組みに関する情報交換等を行います。
- 町立図書館司書と学校司書が、児童生徒の読書の現状を把握・共有することで子どもの読書環境の充実のための連携・協働を進めます。

### ③障害のある子どもへの読書活動の推進

- 読書バリアフリー法を踏まえ、障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、読書活動支援について、知的障害、身体的障害等障害の種類や程度に応じた選書や環境の整備を図ります。

### ④子どもの「心の居場所」としての学校図書館

- 自由時間や放課後の学校図書館は、教室内の固定された人間関係から離れ、児童生徒が一人で過ごしたり、年齢の異なる様々な人々とのかかわりを持ったりすることができる場であり、また、さまざまな理由で教室になじめない児童生徒にとっては、避難場所ともなりえます。学校図書館が、校内における「心の居場所」として、安全・安心に過ごせる場になるよう、環境整備に努めます。

### ⑤こども園における子どもの読書活動の推進

- 保育所保育指針※や幼稚園教育要領※に示すように、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うよう、保育士や教員の理解を図ります。  
また、保護者に対しても読書活動の大切さについて啓発します。
- こども園において絵本や物語に親しみ、絵本を通じて友達と心を通わせたり、想像したりする楽しさを味わうことができる環境整備を促すとともに、豊かな心を育むため、絵本や物語に親しむ環境を工夫する取り組みを進めます。  
例：読書ボランティアや町立図書館司書による絵本の読み聞かせ、学校園への団体貸出・定期配本
- なぎチャイルドホーム、つどいの広場“ちゆくしんぼ”、なぎ放課後児童クラブ、みんなのおうちぼっかぼか等の子育て支援施設と読書ボランティア、町立図書館が連携して、子どもを対象にした読み聞かせ等を推進します。

※用語解説

用語	説明
学習指導要領	<p>文部科学省が学校教育法施行規則に基づいて告示する、小学校・中学校・高等学校等における教育課程の基準。幼稚園においては、幼稚園教育要領がこれにあたる。</p> <p>おおむね10年ごとに改訂され、現行の要領は2018年度に告示されている。幼稚園は2018年4月、小学校は2020年4月、中学校は2021年4月、高等学校は2022年度入学生から施行。(特別支援学校は、それぞれ幼稚園、小学校・中学校・高等学校に準じる。)</p>
アクティブ・ラーニング	<p>Active Learning。</p> <p>教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、児童生徒の能動的な学びへの参加を取り入れた教授・学習法の総称。認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る手法であり、発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれる。</p> <p>例：教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等</p>
探求型学習 (探求的な学習)	<p>自ら課題を見つけ、情報を収集・整理・分析しながら、問題の解決に取り組み、意見をまとめ・表現することを繰り返していく学習活動。アクティブ・ラーニング(能動的・主体的に学ぶ力を養う学習活動)の発展形と捉えることができる。</p>
保育所保育指針	<p>厚生労働省が児童福祉法第45条に基づいて定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第35条の規定により告示する、保育の内容やこれに関連する運営等のガイドライン。おおむね8～10年ごとに改訂され、現行の指針は平成29年度に告示されている。1年間の周知期間を経て、平成30年度から施行。</p>

読書バリアフリー法	文字を読むことに困難を抱える人々が、読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるように環境整備を行うことを目的とした法律。正式名称は、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」。2019年6月成立。
-----------	--

### 3. 子どもの読書活動を推進するための施設・設備、その他の諸条件の整備・充実

#### (1) 町立図書館の整備・充実

##### 〈現状と課題〉

奈義町立図書館の蔵書数101,659冊(2023年3月時点)のうち、児童書は27,684冊で全体の24.3%を占めます。

年間の出版点数約4,500タイトルといわれる児童書のなかから、引き続き子どもの発達やニーズに応じた選書と、子どもが多くの本に親しみ、みずからの興味と関心で選ぶことができる魅力的な蔵書の充実が求められます。

町立図書館では、司書やボランティアによる読み聞かせ等、子ども向けの行事が年間を通じて行われています。

町立図書館は、一部の地域を除いておおむね4キロ圏内で町内のどこからでも来館できることから比較的好立地にあるといえますが、自動車等の交通手段を持つ大人とことなり、周辺部に住む子どもにとって一人で来館することは困難です。

また、町立図書館には、子どもに自由な学習の場を提供するとともに、学校図書館を資料面で支援する役割が求められています。

子どもが来館しやすいよう保護者の協力を仰ぐとともに、学校等への定期配本や地域のボランティア等への団体貸出等町内の資料搬送ネットワークの整備、電子書籍貸出サービスの提供を通じて、子どもが直接本にふれ、自らの興味や関心で本を選べる環境づくりを図っていく必要があります。

なお、図書館に置かれる専門的職員である司書は、児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導等、子どもと図書館をつなぐ要であり、子どもに対する図書館サービスに関する知識と技能のさらなる向上が望まれます。

多くの子どもが町立図書館を活用し、読書の楽しみや魅力、自分で学ぶ喜びを見出せるような町立図書館の整備と充実を図っていく必要があります。

##### 〈取り組み〉

- 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」等を踏まえた取り組みに努めます。
- 児童図書の収集・提供の充実を図ります。
- 読み聞かせやブックトーク活動等を実施して読書のきっかけづくりをします。
- 子どもの日常生活や学習上の疑問に回答するレファレンスサービス(調査相談業務)の充実、子どもの読書と学習活動を支援します。
- 町内の小学校・中学校と連携して、学校図書館に町立図書館司書を派遣し、読み聞かせやブックトーク、図書館運営への協力、児童生徒の図書委員会活動への助言等を行います。また、子どもの読書活動に関わる団体等と連携を図りながら各種事業を実施します。
- 社会における情報化の急速な進展に対応し、子どもが新しい情報機器や情報メディアを学ぶことができる、図書館機能の充実に努めます。

例：電子書籍貸出サービス「つやまエリアデジタルライブラリー」※を通じた電子書籍の貸出によるアウトリーチサービスの充実  
ホームページやSNS※による情報発信  
インターネットを通じて、家庭や外出先から町立図書館の蔵書検索、予約等を行える機能の充実  
館内で利用できる公衆無線LAN（Wi-Fi）接続環境やタブレットPC等の整備他

- 小学校・中学校読書指導でのオリエンテーション等を通じて、児童生徒が図書やインターネットをはじめとするメディアとの接し方について考え、情報活用能力（メディアリテラシー）を身につける機会を提供します。
- 本の紹介・案内等を作成し配布します。
- 特集コーナー・特別展示等を通じて、子どもと本との出会いづくりをします。
- 乳児健診時にブックスタート事業を実施し、乳児期から親子で本に親しむ環境づくりをします。また、実施後のフォローアップに努めます。
- 子どもの発達段階に応じた、使いやすく魅力的な施設・設備配置に努めます。（わかりやすい表示、書棚の高さやレイアウトの工夫等）
- 障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう点字図書や録音図書、大活字本等の整備に努めます。また、知的障害、身体的障害等障害の種類や程度に応じた選書や、ユニバーサルデザイン※化等環境の整備を図ります。
- 岡山県立図書館が運用する資料搬送システムをはじめとする図書館間ネットワークの活用による資料と情報の提供に努めます。また、こども園、学校、なぎチャイルドホーム、つどいの広場“ちゆくしんぼ”、なぎ放課後児童クラブ等への定期配本や団体貸出など、町内の資料搬送ネットワークの整備を通じて、日常的に来館困難な子どもへのサービスに努めます。
- 町立図書館司書が学校を訪問したり、児童生徒が町立図書館を訪問したりすることによって行われる、読み聞かせやストーリーテリング、本の紹介等を通じて、子どもの読書活動を支援します。
- 町内の学校・施設・子どもの読書活動に関わる団体等を対象にした定期配本・団体貸出を行います。
- 読書活動推進のための講座を開催します。
- 研修・研究への参加等を通じて司書の資質向上に努めます。
- 体験教室「チャレンジ！一日図書館員」等の体験事業を通じて、図書館や本に対する興味・関心を喚起します。

## ※用語解説

用語	説明
エスエヌエス SNS	<p>ソーシャル ネットワーキング サービス            「Social Networking Service」の略。</p> <p>インターネットを利用して、参加するユーザー同士が、自分の趣味や、友人、日常生活などのことを公開し合ったりしながら、幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたサービス。</p> <p>エックス ツイッター フェイスブック ライン            X（旧Twitter）やFacebook、LINEなどが代表的なサービス。</p>
ユニバーサルデザイン	<p>Universal Design。</p> <p>類似の用語である「バリアフリー（和製英語）」が、障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリア（障壁）に対処する考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方として用いられる。</p>
つやまエリアデジタル ライブラリー	<p>津山圏域定住自立圏の6市町（津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・久米南町・美咲町）が共同運用する電子書籍貸出サービス。2024年7月運用開始。</p>

## （２）学校図書館等の整備・充実

### 〈現状と課題〉

読書活動の充実は、児童生徒が確かな学力を身につけ、豊かな人間関係を構築するための基盤となる言葉の力を育むことにつながります。

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし豊かな心を育む「読書センター」としての機能、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。

また、アクティブ・ラーニング（児童生徒が自ら考えて判断し、行動できる資質や能力等を育むための、主体的・対話的で深い学び）や探求型学習を効果的に進める基盤としての役割も期待されています。

これらの取り組みを実現するためには、常に新鮮な内容の資料を提供するとともに、学問の進歩や社会情勢の変化によって記述が古くなり、子どもに誤った情報や知識を提供することになる資料の適切な更新を進めていく必要があります。

国は、学校図書館図書標準を達成し、図書資料、施設、設備、人員等の整備・充実を図るための新たな「学校図書館図書整備等5か年計画（第6次）」を策定し、2022（令和4）年度からの5年間で総額2,400億円の地方交付税措置を講じています。

奈義町においても、上記の点をふまえながら、児童生徒・職員が利用しやすい学校図書館の機能の充実が求められます。

#### 〈取り組み〉

- ①学校図書館図書整備等5か年計画による図書資料等の計画的な整備が図られるよう努めます。
- ②町立図書館・学校図書館における、図書館情報システムの相互接続、情報連携を進めます。
- ③授業における読書指導等の教育活動を行う「司書教諭（または図書担当教諭）」の配置を促します。また、学校図書館の運営・管理や、学校図書館を活用した教育活動等の支援等を行う「学校司書」の配置に努めます。
- ④学校図書館関係職員が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、校内での理解を図るとともに、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮等を促します。
- ⑤校内研修や研究会等を通じ、関係する教職員間の連携を促します。
- ⑥児童生徒に対する読み聞かせやストーリーテリング、ブックトーク、学校図書館に関する広報活動等に努めます。
- ⑦小学校・中学校においては、図書に加えて、速報性や時事性に優れた逐次刊行物（新聞・雑誌など）の収集に努めます。新聞については、NIEへの活用に努めます。
- ⑧こども園において、子どもが絵本等に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書にふれることができるスペースの確保を促します。
- ⑨こども園において、図書の整備を図るよう努めます。
- ⑩町立図書館等の協力を得ながら、読み聞かせやブックトーク、図書館運営や児童生徒の図書（文化）委員会活動の充実を図るとともに、より一層、発達段階に応じた図書が提供されるよう努めます。

## ※用語解説

用語	説明
国際子ども図書館	平成 12 年に国立国会図書館の支部図書館として設立された、日本初の国立の児童書専門図書館。
学校図書館図書標準	公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、学校規模に応じた標準冊数を定めたもの。

### (3) 図書館間の連携・協力等の推進

#### 〈現状と課題〉

町立図書館では、児童書約 2 万 8 千冊を含む 10 万冊超の豊富な蔵書を活用して、学校園・子育て支援施設等への団体貸出及び定期配本を実施しています。

また、インターネットでオンライン蔵書目録を公開しており、家庭にしながら蔵書の検索・予約を行えます。

しかしながら、児童書だけでも年間約 5 千点といわれる新刊書が出版され、その多くが出版後間もなく品切れ・絶版等の理由で入手困難になる状況を考えるとき、自館の蔵書だけでは子どもの幅広い興味と関心に対応しきれない現状にあります。

絶版等により入手困難なものについては、岡山県図書館間相互貸借システムをはじめとする図書館間ネットワークを活用しながら、資料の収集・提供に努めていく必要があります。

子どもの読書活動を一層推進していくためには、県立図書館、市町村立図書館、学校図書館、さらには大学図書館や国際子ども図書館も含め、図書館同士が連携・協力していくことが大切です。

#### 〈取り組み〉

- ①町立図書館と学校図書館は、子どもの読書活動を推進するため、人的交流を含めた相互の連携・協力を図ります。
- ②町立図書館は、学校等に対して図書の団体貸出及び定期配本を実施します。
- ③岡山県図書館間相互貸借システムをはじめとする図書館間ネットワークを活用した資料の確保と提供に努めます。
- ④町立図書館は、県立図書館、市町村立図書館、学校図書館、大学図書館、国際子ども図書館等の子どもの読書活動に関わる図書館との連携・協力を努めます。

⑤教師・児童生徒の調べ学習や調査相談を支援します。

⑥町立図書館司書と学校司書、司書教諭（図書担当教諭）等、教職員相互の情報交換に努めます。

## 4. 子どもの読書活動推進体制の整備及び啓発広報等

子育てに悩みを抱える保護者がある中で、家庭教育への支援をより一層推進し、その取り組みの中で、読書活動に係る啓発をこれまで以上に充実して行くことが求められます。

また、全町的な取り組みの中で、学校・図書館等の教育機関や子育て支援関係機関、民間団体、読書ボランティア等、子どもの読書活動に関わる当事者が、互いの立場や果たすべき役割について理解を深め、連携・協働していけるよう、関係を深めていくことが求められます。

### (1) 奈義町における子どもの読書活動推進体制の整備

#### 〈現状と課題〉

「第4次奈義町子ども読書活動推進計画」の策定に伴い、町立図書館、こども園、学校、公民館、福祉施設、子育て支援施設等を含めた広範な推進体制を整備する必要があります。

#### 〈取り組み〉

- 町立図書館、こども園、学校、公民館、福祉施設、子育て支援施設等を含めた広範な推進体制づくりと計画の推進に努めます。
- 岡山県における子ども読書活動の推進拠点として、県内市町村が子ども読書活動を推進するための支援拠点として、岡山県立図書館の整備・充実を求めています。
- 岡山県公共図書館協議会、岡山県図書館協会等、子どもの読書活動の推進に関わる団体等を通じた県内図書館間の相互協力に関するネットワークづくりに努めます。
- 乳幼児期からの読み聞かせ等、家庭教育における本との触れ合いの重要性の啓発広報に努めます。
- 司書教諭（図書担当教諭）、学校司書、町立図書館司書、読書ボランティア等への継続的な研修の充実及び研修機会の周知に努めます。

### (2) 読書関連団体等との連携・協力の促進

#### 〈現状と課題〉

奈義町内で活動している読書活動ボランティア、読書グループ等の個人、団体が相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動に広がりを与えるとともに、相互の強みを生かしながら子どもの読書活動を推進する大きな力を生み出します。

それらの個人や民間団体等の把握に努め、読書ネットワークの構築を支援することが課題になります。

〈取り組み〉

- 読書活動に関わる個人や民間団体等の把握に努めます。
- 情報の交換、収集、発信を行い、連携・協力の促進を図ります。

### (3) 「子ども読書の日」を中心にした啓発広報

〈現状と課題〉

「子ども読書の日」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められ、地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないこととされています。

広報なぎや防災行政無線放送、奈義アプリ、図書館報、ホームページ、公式SNS等の各種媒体を用いて、町立図書館で実施する子ども読書の日の行事や、関連事業（シンポジウムやフォーラム）の紹介等、町民個々のニーズや価値観に応じたきめ細かい情報発信を行っていく必要があります。

〈取り組み〉

- 「子ども読書の日（4月23日）」や春の「こどもの読書週間（4月23日～5月12日）」、秋の「読書週間（11月3日文化の日をはさむ10月27日から11月9日までの2週間）」を中心に、その趣旨にふさわしい行事を実施します。
- 学校、町立図書館、子どもの読書活動の推進に取り組む民間団体等が連携を図りながら啓発広報を推進します。
- SNS等のソーシャルメディアを活用しながら、より個々のニーズや価値観に応じたきめ細かい情報提供を図ります。

### (4) 各種情報の収集・提供

〈現状と課題〉

現在、奈義町内には、子どもの文化活動や読書活動に関する活動を実践している個人や団体があり、学校、町立図書館、民間団体等におけるさまざまな取り組みに関して情報を収集し活用していくことが求められます。

また、町立図書館においては、地域住民等の関係者に対して、運営状況や子どもの読書活動の推進に関する取り組み状況等を把握するとともに、より一層の情報共有に努める必要があります。

〈取り組み〉

- ①学校、町立図書館、地域で活躍する個人や団体の把握に努めます。
- ②研修情報等の提供と情報共有に努めます。

- ③文部科学省が運用する「子ども読書の情報館」ホームページや、岡山県が運用する「おかやまどんどん読書（子ども読書活動の推進）」ホームページ等、子ども読書活動推進に関する情報サイトの紹介、情報提供を行います。

## 5. 財政上の措置

奈義町は、図書館資料の計画的整備をはじめとする本計画に掲げられた各種施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

- 事業費（図書館資料の整備、事業の実施等）
- 施設・設備費（事業に必要な施設・設備の整備及び維持・管理等）
- 人件費（人員の配置及び養成・キャリアアップのための研修等）
- 上記の他、施策の実施に必要な経費

## 【トピック 1】 学校図書館図書整備等 5 か年計画（第 6 次）について

国は、第 6 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」において、2022 年度からの 5 年間で全ての公立小中学校等の「学校図書館図書標準」達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図るための地方財政措置を講じています。

### 【財政規模（総額）】

5 か年で合計約 2, 400 億円（単年度 480 億円）

### 【内訳】

①学校図書館図書の整備 995 億円（単年度 199 億円）

うち不足冊数分：195 億円（単年度 39 億円）

更新冊数分：800 億円（単年度 160 億円）

社会の変化や学問の進展を踏まえた児童生徒にとって正しい情報に触れる環境の整備の観点から、「学校図書館図書標準」の達成のための新たな図書の整備に加え、計画的な図書の更新を図る。

②学校図書館への新聞配備 190 億円（単年度 38 億円）

平成 27 年 6 月の公職選挙法等の改正による選挙権年齢の 18 歳以上への引下げや令和 4 年度からの民法に規定する成年年齢の 18 歳への引下げに伴い、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身につけることが一層重要になっており、発達段階や地域の実情に応じた、学校図書館への新聞の複数紙配備（公立小学校等：1 校あたり 2 紙、公立中学校等：1 校あたり 3 紙、公立高等学校等：1 校あたり 5 紙を目安）を図る。

③学校司書の配置 1, 215 億円（単年度 243 億円）

改正学校図書館法における、学校司書配置の努力義務規定を踏まえ、学校司書の各学校図書館への配置の推進を図る。

読書好きな子どもが増え、授業で新聞・図書を使って思考力、判断力、表現力を育み、探求的な学習活動を通じて子どもの情報活用能力を養うためには、学校図書館の充実が不可欠です。

奈義町では、上記のような国の動向を踏まえながら、児童生徒の実情に応じた学校図書館の整備充実に努めていきます。

## 【トピック 2】子どもの読書活動の現状について

2023年3月、国は、第5次『子供の読書活動の推進に関する基本的な計画』を策定、公表しました。

根拠法である「子どもの読書活動の推進に関する法律」（2001年）では、「子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国および地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、公表することなどを定めており、今次計画では、2023年度から2027年度までのおおむね5年間を実施期間としています。

地方公共団体が、子どもたちの読書習慣の形成や読書への関心を高める取組みを推進していく上での基本方針と具体的方策を定めた「子供読書活動推進計画」は、同法を根拠としています。

第4次までの取り組みの分析により、1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定された2001年以降おおむね上昇傾向にあります。

上記の分析結果をふまえて、第5次では次のような方向性を打ち出しています。

### ①不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実、不読率が高い状態の続く高校生においては、探求的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人も含めた読書計画の策定等

### ②多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境の整備

### ③デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDX（デジタルトランスフォーメーション）を進める。

### ④子どもの視点に立った読書活動の推進（子どもの意見聴取の機会を確保し、取り組みに反映させる）

併せて、情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響に関する実態把握、分析の必要性を挙げています。

奈義町では、上記のような動向をふまえながら、地域の実態を反映した子どもの読書活動推進につながる、具体的な施策を推進していきます。

## 【トピック3】 読書バリアフリー法と子どもの読書環境の整備について

2019年6月、視覚障害者、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な人の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらずすべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が公布・施行されました。

また、2020年7月には、文部科学省と厚生労働省が同法に基づき、施策の一層の充実を図るため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（2020年度から2024年度までの5年間）を策定しています。

読書バリアフリー法では、子どもの読書環境の整備につながる次のような取り組みを掲げています。

- ①アクセシブルな電子書籍（音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータなど）の普及
- ②点字図書や拡大図書などのアクセシブルな書籍の継続的な提供
- ③端末機器等の利用に当たり、支援の必要な者が必要な支援を受けられるよう、点字図書館や公立図書館、地域のICTサポートセンターなどが連携して支援を行う
- ④地方公共団体による、アクセシブルな電子書籍等を利用するための端末機器等の給付
- ⑤職員等に対する研修の実施など、端末機器等の習得支援やICTサポートセンターの普及の支援を行う

奈義町の学校、図書館においても身体的社会的な障害の解消につながるさまざまな取り組みを行っています。

町立図書館では、点字図書や大活字図書、拡大読書器の貸出、視覚障害者総合ネットワーク「サピエ図書館」を通じたDAISY（デイジー）録音図書等のダウンロードと再生機器の貸出等を行っています。

また、小中学校では、タブレット端末等のデジタル機器を活用するなどして、日本語以外を母語とする子どもや、読み書きの学習障害のある児童生徒の学習支援を行っています。

## 【トピック 4】 デジタル社会に対応した子どもの読書環境の整備

学校では、個別最適な学び、協働的な学びの一体的充実、感染症の拡大（新型コロナウイルス等）や災害等における教育の保障を実現するため、GIGAスクール構想による学校教育のデジタル化が進展しています。

また、図書館では、デジタル基盤を強化するとともに、デジタル技術を活用することで、学びの地域間格差を解消し、地域の教育力や国民全体のデジタルリテラシーの向上に資するとともに、デジタル田園都市国家構想の実現を図っていくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、多様な子どもたちの読書機械の確保、非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするために、子どもたちの健康や発達段階に配慮しつつ、電子書籍の利用、学校図書館や公共図書館のDX（デジタルトランスフォーメーション）を進めていく必要があります。

「学校読書調査」（全国学校図書館協議会）の2022年調査によると、小学生で36.6%、中学生で52.8%、高校生で61.0%が電子書籍の読書経験があると回答しており、デジタル技術の普及が子どもの読書の仕方に変化をもたらしていることがわかります。

また、読書のしやすさについて2022年調査では「紙の本の方が読みやすい」、2023年調査では、「小説や図鑑、辞典などは紙の本が読みやすい」傾向にあることが分かっています。

奈義町では、2020年度に児童生徒1人1台タブレット端末を導入し、デジタル教材の活用を進めてきました。

また、2021年度には岡山県教育庁生涯学習課が中学校向けに提供する電子図書館サービス「おもしろe読書事典」を導入、令和6年度にはこれに代わる電子図書館事業として、津山圏域定住自立圏で共同運用する「つやまエリアデジタルライブラリー」を中学校と町立図書館で導入し、インターネットにつながっていれば、場所と時間にとらわれず読書を行える環境整備を進めています。

今後も紙の本と電子書籍の特性と子どもの読書の傾向を踏まえながら、図書の提供を行っていきます。

※用語解説

用語	説明
<p>ギ ガ G I G Aスクール構想</p>	<p>グローバル アンド イノベーション ゲートウェイ フォー オール 「Global and Innovation Gateway for All (すべての人にグローバルで革新的な入り口を)」の略。 文部科学省が2019年に提唱した、児童生徒に1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを整備する教育計画。</p>
<p>ディーエックス D X</p>	<p>デジタル トランスフォーメーション 「Digital Transformation」の略。 デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発をとおして、社会制度や組織文化なども変革していくような取組を指す概念。 学校教育においては、データやデジタル技術を活用して、学校教育をより良く変革することを意味する。 学校DX、教育DX。</p>

## 資 料

子どもの読書活動の推進に関する法律  
文字・活字文化振興法  
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律  
図書館法  
図書館の設置及び運営上の望ましい基準  
学校図書館法  
学校図書館図書標準  
図書館の自由に関する宣言  
図書館員の倫理綱領



## ○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

第百五十三回臨時国会

第一次小泉内閣

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## ○文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日)

(法律第九十一号)

第百六十二回通常国会

第二次小泉内閣

### (目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

### (基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

### (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域

の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

# ○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年六月二十八日)

(法律第四十九号)

第百九十八回通常国会

第四次安倍内閣

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 基本的施策（第九条—第十七条）
- 第四章 協議の場等（第十八条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

#### （基本理念）

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行わ

れなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

### 第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二

項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用

するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

# ○図書館法

(昭和二十五年四月三十日)

(法律第百十八号)

第七回通常国会

第三次吉田内閣

図書館法をここに公布する。

## 図書館法

### 目次

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 公立図書館（第十条—第二十三条）

第三章 私立図書館（第二十四条—第二十九条）

附則

### 第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（昭二七法三〇五・平一八法五〇・一部改正）

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で

作られた記録をいう。)を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(平二〇法五九・一部改正)

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
  - イ 司書補の職
  - ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
  - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの（昭三六法一四五・平一〇法一〇一・平二〇法五九・平二九法四一・一部改正）

（司書及び司書補の講習）

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

（昭二七法一八五・平一一法一六〇・一部改正）

（司書及び司書補の研修）

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（平二〇法五九・全改）

（設置及び運営上望ましい基準）

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（平二〇法五九・追加）

（運営の状況に関する評価等）

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（平二〇法五九・追加）

（運営の状況に関する情報の提供）

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（平二〇法五九・追加）

（協力の依頼）

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理

し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

（昭三一法一六三・令元法二六・一部改正）

（公の出版物の収集）

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

（昭二七法二七〇・平一四法四一・一部改正）

## 第二章 公立図書館

（設置）

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

（昭三一法一六三・一部改正）

第十一条及び第十二条 削除

（昭六〇法九〇）

（職員）

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

（昭三一法一四八・昭三六法一四五・昭三七法一三三・平一一法八七・令元法二六・一部改正）

（図書館協議会）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

(平一一法八七・平二〇法五九・平二三法一〇五・令元法二六・一部改正)

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(昭三一法一六三・昭三四法一五八・平一一法八七・平二三法一〇五・一部改正)

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(平二〇法五九)

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭三四法一五八・全改)

第二十一条及び第二十二条 削除

(平一一法八七)

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(昭四二法一二〇)

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(昭三一法一六三・一部改正)

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

(昭三一法一六三・一部改正)

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。但し、第十七条の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 図書館令（昭和八年勅令第百七十五号）、公立図書館職員令（昭和八年勅令第百七十六号）及び公立図書館司書検定試験規程（昭和十一年文部省令第十八号）は、廃止する。

4 この法律施行の際、現に公立図書館、旧図書館令第四条若しくは第五条の規定により設置された図書館、国立国会図書館又は学校に附属する図書館において館長若しくは司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員（大学以外の学校に附属する図書館の職員にあつては、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条に規定する普通免許状若しくは仮免許状を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第一条の規定により普通免許状若しくは仮免許状を有するものとみなされる者に限る。）は、第五条の規定にかかわらず、この法律施行後五年間は、それぞれ司書又は司書補となる資格を有するものとする。

(昭二七法一八五・一部改正)

5 この法律施行の際、現に公立図書館又は私立図書館において館長、司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員は、別に辞令を發せられない限り、それぞれ館長、司書又は司書補となつたものとする。

6 第四項の規定により司書又は司書補となる資格を有する者は、この法律施行後五年間に第六条の規定による司書又は司書補の講習を受けた場合においては、この法律施行後五年を経過した日以後においても、第五条の規定にかかわらず、司書又は司書補となる資格を有するものとする。但し、第四項の規定により司書補

となる資格を有する者（大学を卒業した者を除く。）が司書の講習を受けた場合においては、第五条第一項第三号の規定の適用があるものとする。

- 7 旧図書館職員養成所を卒業した者は、第五条の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。

（昭四〇法一五・一部改正）

- 8 旧国立図書館附属図書館職員養成所又は旧文部省図書館講習所を卒業した者及び旧公立図書館司書検定試験規程による検定試験に合格した者は、第六条の規定による司書の講習を受けた場合においては、第五条の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。

- 10 第五条第一項並びに附則第四項及び第六項の大学には、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を含み、第五条第二項第二号に規定する学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者には、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令若しくは旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科若しくは青年学校本科又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者を含むものとする。

（平一一法一六〇・平一九法九六・平二〇法五九・一部改正）

- 11 この法律施行の際、現に市町村の設置する図書館に勤務する職員で地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）施行の際官吏であつたものは、別に辞令を發せられない限り、当該図書館を設置する市町村の職員に任命されたものとする。

（平一一法八七・一部改正）

附 則 （昭和二七年六月一二日法律第一八五号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二七年七月三十一日法律第二七〇号） 抄

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 （昭和二七年八月一四日法律第三〇五号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

（昭和二八年政令第八号で昭和二八年二月一三日から施行）

附 則 （昭和三一年六月一二日法律第一四八号） 抄

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和三一年九月一日）

附 則 （昭和三一年六月三〇日法律第一六三号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法第二十条、第二百一十一条及び附則第六条の改正規定、第二条、第四条中教育公務員特例法第十六条、第十七条及び第二十一条の四の改正規定、第五条中文部省設置法第五条第一項第十九号の次に二号を加える改正規定中第十九号の三に係る部分及び第八条の改正規定、第七条、第十五条、第十六条及び第十七条中教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律附則第三項及び第四項の改正規定（附則第五項の改正規定中教育長又は指導主事に係る部分を含む。）並びに附則第六項から第九項までの規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）附則第一条に規定する教育委員会の設置関係規定の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和三一年六月三〇日）

附 則 （昭和三四年四月三〇日法律第一五八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三六年六月一七日法律第一四五号） 抄

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十四号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和三六年六月一七日）

附 則 （昭和三七年五月一五日法律第一三三号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四〇年三月三十一日法律第一五号） 抄

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四二年八月一日法律第一二〇号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六〇年七月一二日法律第九〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一〇年六月一二日法律第一〇一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第八七号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この

法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

---

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第一千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基

づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成十一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

---

附 則 （平成十四年五月一〇日法律第四一号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二十一条並びに附則第四条及び第二十二條の規定は、公布の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十二條 附則第二条から第四条まで、第六条、第七条、第十条、第十二条、第十五条から第十七条まで及び第十九条に定めるもののほか、印刷局の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

---

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財

団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律  
(平成一八法律五〇) 抄

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二〇年一二月一日)

(平二三法七四・旧第一項・一部改正)

---

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一九年政令第三六二号で平成一九年一二月二六日から施行)

附 則 (平成二〇年六月一日法律第五九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中図書館法第五条第一項第二号を削る改正規定及び同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として一号を加える改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

(図書館法の一部改正に伴う経過措置)

3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の前日に第二条の規定による改正前の図書館法第五条第一項第二号に規定する図書館に関する科目のすべてを履修した者の司書となる資格については、なお従前の例による。

4 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の前日から引き続き大学に在学し、当該大学において図書館に関する科目を履修する者の司書となる資格に関し必要な経過措置は、文部科学省令で定める。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の公布の日=平成二

三年八月三〇日)

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。)、第十四条(地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の項、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十七条から第十九条まで、第二十二條(児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。)、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。)、第三十五条、第三十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。)、第三十九条、第四十三条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。)、第六十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第一百条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。)、第一百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の

改正規定に限る。）、第百三条、第百五条（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第百七条、第百八条、第百十五条（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第百十六条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第百十八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第百二十条（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第百二十一条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第百三十九条の三、第百四十一条の二及び第百四十二条の改正規定に限る。）、第百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第百二十八条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第百三十一条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第百四条及び第百九条の二の改正規定に限る。）、第百四十二条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第百四十五条、第百四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第百四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第百九十一条、第百九十二条、第百九十七条、第二百三十三条、第二百四十一条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。）、第百五十五条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二条の改正規定を除く。）、第百五十七条、第百五十八条（景観法第五十七条の改正規定に限る。）、第百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（「第二項二号イ」を「第二項一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、第百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第百六十九条、第百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第百七十四条、第百七十八条、第百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条

第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第百一条、第百二条、第百五条から第百七条まで、第百十二条、第百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第百十九条、第百二十一条の二並びに第百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

（平二三法七〇・平二三法一二二・一部改正）

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二三年一二月一四日法律第一二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則 （平成二九年五月三十一日法律第四一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月七日法律第二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

## ○公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

文部科学省告示第百三十二号

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第十八条の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準を次のように定め、平成十三年七月十八日から施行する。

平成十三年七月十八日  
文部科学大臣 遠山 敦子

### 目次

#### 一 総則

- (一) 趣旨
- (二) 設置
- (三) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等
- (四) 資料及び情報の収集、提供等
- (五) 他の図書館及びその他関係機関との連携・協力
- (六) 職員の資質・能力の向上等

#### 二 市町村立図書館

- (一) 運営の基本
- (二) 資料の収集、提供等
- (三) レファレンス・サービス等
- (四) 利用者に応じた図書館サービス
- (五) 多様な学習機会の提供
- (六) ボランティアの参加の促進
- (七) 広報及び情報公開
- (八) 職員
- (九) 開館日時等
- (十) 図書館協議会
- (十一) 施設・設備

#### 三 都道府県立図書館

- (一) 運営の基本
- (二) 市町村立図書館への援助
- (三) 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク
- (四) 図書館間の連絡調整等
- (五) 調査・研究開発
- (六) 資料の収集、提供等
- (七) 職員
- (八) 施設・設備
- (九) 準用

## 一 総則

### (一) 趣旨

- ① この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第十八条に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、公立図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- ② 公立図書館の設置者は、この基準に基づき、同法第三条に掲げる事項などの図書館サービスの実施に努めなければならない。

### (二) 設置

- ① 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対し適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市（特別区を含む。以下同じ。）町村立図書館の設置及び運営に対する指導・助言等を計画的に行うものとする。
- ② 市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置（適切な図書館サービスを確保できる場合には、地域の実情により、複数の市町村により共同で設置することを含む。）に努めるとともに、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じ分館等の設置や移動図書館の活用により、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- ③ 公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

### (三) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等

- ① 公立図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び社会的使命を達成するため、そのサービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない。
- ② 公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、図書館協議会の協力を得つつ、前項の「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するよう努めなければならない。

### (四) 資料及び情報の収集、提供等

- ① 資料及び情報の収集に当たっては、住民の学習活動等を適切に援助するため、住民の高度化・多様化する要求に十分配慮するものとする。
- ② 資料及び情報の整理、保存及び提供に当たっては、広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めるものとする。
- ③ 地方公共団体の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報を積極的に収集し、的確に提供するよう努めるものとする。

- ④ 都道府県立図書館と市町村立図書館は、それぞれの図書館の役割や地域の特徴を踏まえつつ、資料及び情報の収集、整理、保存及び提供について計画的に連携・協力を図るものとする。

(五) 他の図書館及びその他関係機関との連携・協力

公立図書館は、資料及び情報の充実に努めるとともに、それぞれの状況に応じ、高度化・多様化する住民の要求に対応するため、資料や情報の相互利用等の協力活動の積極的な実施に努めるものとする。その際、公立図書館相互の連携（複数の市町村による共同事業を含む。）のみならず、学校図書館、大学図書館等の館種の異なる図書館や公民館、博物館等の社会教育施設、官公署、民間の調査研究施設等との連携にも努めるものとする。

(六) 職員の資質・能力の向上等

- ① 教育委員会及び公立図書館は、館長、専門的職員、事務職員及び技術職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に配慮しつつ、継続的・計画的な研修事業の実施、内容の充実など職員の各種研修機会の拡充に努めるものとする。
- ② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の公立図書館の職員の資質・能力の向上を図るために、必要な研修の機会を用意するものとし、市町村教育委員会は、当該市町村の所管に属する公立図書館の職員をその研修に参加させるように努めるものとする。
- ③ 教育委員会は、公立図書館における専門的職員の配置の重要性に鑑み、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、その資質・能力の向上を図る観点から、計画的に他の公立図書館及び学校、社会教育施設、教育委員会事務局等との人事交流（複数の市町村及び都道府県の機関等との人事交流を含む。）に努めるものとする。

## 二 市町村立図書館

(一) 運営の基本

市町村立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として、住民の需要を把握するよう努めるとともに、それに応じ地域の実情に即した運営に努めるものとする。

(二) 資料の収集、提供等

- ① 住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めるものとする。また、地域内の郷土資料及び行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙等多様な資料の整備に努めるものとする。
- ② 多様な種類・内容の視聴覚資料の収集に努めるものとする。
- ③ 電子資料の作成、収集及び提供並びに外部情報の入手に関するサービス等に努めるものとする。
- ④ 本館、分館、移動図書館等の資料の書誌データの統一的な整備や、インターネット等を活用した正確かつ迅速な検索システムの整備に努め

るものとする。また、貸出の充実を図り、予約制度などにより住民の多様な資料要求に的確に応じるよう努めるものとする。

- ⑤ 資料の提供等に当たっては、複写機やコンピュータ等の情報・通信機器等の利用の拡大に伴い、職員や利用者による著作権等の侵害が発生しないよう、十分な注意を払うものとする。

(三) レファレンス・サービス等

他の図書館等と連携しつつ、電子メール等の通信手段の活用や外部情報の利用にも配慮しながら、住民の求める事項について、資料及び情報の提供又は紹介などを行うレファレンス・サービスの充実・高度化に努めるとともに、地域の状況に応じ、学習機会に関する情報その他の情報の提供を行うレフェラル・サービスの充実にも努めるものとする。

(四) 利用者に応じた図書館サービス

- ① 成人に対するサービスの充実に資するため、科学技術の進展や産業構造・労働市場の変化等に的確に対応し、就職、転職、職業能力開発、日常の仕事等のための資料及び情報の収集・提供に努めるものとする。
- ② 児童・青少年に対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童・青少年用図書等の収集・提供、児童・青少年の読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施、情報通信機器の整備等による新たな図書館サービスの提供、学校等の教育施設との連携の強化等に努めるものとする。
- ③ 高齢者に対するサービスの充実に資するため、高齢者に配慮した構造の施設の整備とともに、大活字本、拡大読書器などの資料や機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。
- ④ 障害者に対するサービスの充実に資するため、障害のある利用者に配慮した構造の施設の整備とともに、点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料の整備・充実、資料利用を可能にする機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら手話等による良好なコミュニケーションの確保に努めたり、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。
- ⑤ 地域に在留する外国人等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス等に努めるものとする。

(五) 多様な学習機会の提供

- ① 住民の自主的・自発的な学習活動を援助するため、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、又は他の社会教育施設、学校、民間の関係団体等と共催するなど、多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、設備や資料の提供などによりその奨励に努めるものとする。
- ② 住民の情報活用能力の向上を支援するため、講座等学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティアの参加の促進

国際化、情報化等社会の変化へ対応し、児童・青少年、高齢者、障害者等多様な利用者に対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進するよう努めるものとする。そのため、希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条件の整備に努めるものとする。なお、その活動の内容については、ボランティアの自発性を尊重しつつ、あらかじめ明確に定めておくことが望ましい。

(七) 広報及び情報公開

住民の図書館に対する理解と関心を高め新たな利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信など、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(八) 職員

- ① 館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚して、図書館機能を十分発揮させられるよう不断に努めるものとする。
- ② 館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい。
- ③ 専門的職員は、資料の収集、整理、保存、提供及び情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等の住民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めるものとする。
- ④ 図書館には、専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員を確保するものとする。
- ⑤ 専門的職員のほか、必要な数の事務職員又は技術職員を置くものとする。
- ⑥ 専門的分野に係る図書館サービスの向上を図るため、適宜、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(九) 開館日時等

住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定にあたっては、地域の状況や住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館については、適切な周期による運行などに努めるものとする。

(十) 図書館協議会

- ① 図書館協議会を設置し、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(十一) 施設・設備

本基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、開架・閲覧、収蔵、レファレンス・サービス、集会・展示、情報機器・視聴覚機器、事務管理などに必要な施設・設備を確保するよう努めるとともに、利用者に応じて、児童・青少年、高齢者及び障害者等に対するサービスに必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

### 三 都道府県立図書館

#### (一) 運営の基本

- ① 都道府県立図書館は、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する立場から、市町村立図書館に対する援助に努めるとともに、都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- ② 都道府県立図書館は、図書館を設置していない市町村の求めに応じて、図書館の設置に関し必要な援助を行うよう努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、住民の直接的利用に対応する体制も整備するものとする。
- ④ 都道府県立図書館は、図書館以外の社会教育施設や学校等とも連携しながら、広域的な観点に立って住民の学習活動を支援する機能の充実に努めるものとする。

#### (二) 市町村立図書館への援助

市町村立図書館の求めに応じて、次の援助に努めるものとする。

- ア 資料の紹介、提供を行うこと。
- イ 情報サービスに関する援助を行うこと。
- ウ 図書館の資料を保存すること。
- エ 図書館運営の相談に応じること。
- オ 図書館の職員の研修に関し援助を行うこと。

#### (三) 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク

都道府県立図書館は、都道府県内の図書館の状況に応じ、コンピュータ等の情報・通信機器や電子メディア等を利用して、市町村立図書館との間に情報ネットワークを構築し、情報の円滑な流通に努めるとともに、資料の搬送の確保にも努めるものとする。

#### (四) 図書館間の連絡調整等

- ① 都道府県内の図書館の相互協力の促進や振興等に資するため、都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。
- ② 都道府県内の図書館サービスの充実のため、学校図書館、大学図書館、専門図書館、他の都道府県立図書館、国立国会図書館等との連携・協力に努めるものとする。

#### (五) 調査・研究開発

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査・研究開発に努めるものとする。特に、図書館に対する住民の需要や図書館運営にかかわる地域の諸条件の調査・分析・把握、各種情報機器の導入を含めた検索機能の強化や効率的な資料の提供など住民の利用促進の方法等の調査・研究開発に努めるものとする。

#### (六) 資料の収集、提供等

都道府県立図書館は、三の(九)により準用する二の(二)に定める資料の収集、提供等のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- ア 市町村立図書館等の要求に十分応えられる資料の整備
- イ 高度化・多様化する図書館サービスに資するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録、索引等の作成、編集及び配布

- (七) 職員  
都道府県立図書館は、三の（九）により準用する二の（八）に定める職員のほか、三の（二）から（六）までに掲げる機能に必要な職員を確保するよう努めるものとする。
- (八) 施設・設備  
都道府県立図書館は、三の（九）により準用する二の（十一）に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備を備えるものとする。
  - ア 研修
  - イ 調査・研究開発
  - ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等
- (九) 準用  
市町村立図書館に係る二の（二）から（十一）までの基準は、都道府県立図書館に準用する。

## ○学校図書館法

(昭和二十八年八月八日)

(法律第百八十五号)

第十六回特別国会

第五次吉田内閣

学校図書館法をここに公布する。

学校図書館法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(昭三三法一三六・平一〇法一〇一・平一八法八〇・平二七法四六・一部改正)

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもって充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(平九法七六・平一一法一六〇・平一九法九六・一部改正)

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二六法九三・追加)

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(平二六法九三・旧第六条繰下)

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。

二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。

三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

(平一五法一一七・一部改正、平二六法九三・旧第七条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。  
(司書教諭の設置の特例)
- 2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

(平九法七六・一部改正)

附 則 (昭和三三年五月六日法律第一三六号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則 (昭和四一年六月三〇日法律第九八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成九年六月一日法律第七六号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

(処分、申請等に関する経過措置)

- 第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。
- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
  - 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければ

ばならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

---

附 則 （平成十五年七月一六日法律第一一七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成十八年六月二一日法律第八〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成十九年六月二七日法律第九六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

附 則 （平成二六年六月二七日法律第九三号）

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(検討)

- 2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項におい

て同じ。)の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二七年六月二四日法律第四六号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

## ○学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定めたものである。

### ア 小学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3～6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$

### イ 中学校

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$

### ウ 特別支援学校（小学部）

学級数	蔵書冊数	
	専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校	視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校
1	2,400	2,400
2	2,600	2,520
3～6	$2,600 + 173 \times (\text{学級数} - 2)$	$2,520 + 104 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$3,292 + 160 \times (\text{学級数} - 6)$	$2,936 + 96 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$4,252 + 133 \times (\text{学級数} - 12)$	$3,512 + 80 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$5,050 + 67 \times (\text{学級数} - 18)$	$3,992 + 40 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$5,854 + 40 \times (\text{学級数} - 30)$	$4,472 + 24 \times (\text{学級数} - 30)$

エ 特別支援学校（中学部）

学級数	蔵書冊数	
	専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校	視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校
1～2	4,800	4,800
3～6	$4,800 + 213 \times (\text{学級数} - 2)$	$4,800 + 128 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,652 + 187 \times (\text{学級数} - 6)$	$5,312 + 112 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$6,774 + 160 \times (\text{学級数} - 12)$	$5,984 + 96 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$7,734 + 107 \times (\text{学級数} - 18)$	$6,560 + 64 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$9,018 + 53 \times (\text{学級数} - 30)$	$7,328 + 32 \times (\text{学級数} - 30)$

※例えば、

- 小学校で18学級の場合…………… 10,360冊
- 中学校で15学級の場合…………… 12,160冊
- 専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校（小学部）で、  
10学級の場合…………… 3,932冊
- 専ら聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校（小学部）で、  
10学級の場合…………… 3,320冊
- 視覚障害者及び聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校（小学部）で、視覚障害者に対する教育を行う学級数が6学級、聴覚障害者に対する教育を行う学級数が4学級の場合
  - 1, 当該特別支援学校の全学級数をそれぞれの学級数とみなして表を適用
    - $3,292 + 160 \times (10\text{学級} - 6) = 3,932\text{冊}$
    - $2,936 + 96 \times (10\text{学級} - 6) = 3,320\text{冊}$
  - 2, 視覚障害者に対する教育を行う学級の数及び視覚障害以外の障害のある生徒に対する教育を行う学級の数により加重平均
    - $3,932 \times (6 \div 10) + 3,320 \times (4 \div 10) = 3,687.2 \rightarrow 3,687\text{冊}$

## ○図書館の自由に関する宣言

1954 採 択  
1979 改 訂

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもつとも重要な任務とする。

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である  
知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があつてこそ表現の自由は成立する。  
知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。
2. すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。
3. 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
4. わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。
5. すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあつてはならない。  
外国人も、その権利は保障される。
6. ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであつて、すべての図書館に基本的に妥当するものである。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

### 第1 図書館は資料収集の自由を有する

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。

2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、

- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
- (5) 寄贈資料の受入にあたっては同様である。

図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

3. 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

## 第2 図書館は資料提供の自由を有する

1. 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

- (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
- (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
- (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公開資料

2. 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。

3. 図書館の集会室等は、国民の自主的な学習や創造を援助するために、身近にいつでも利用できる豊富な資料が組織されている場にあるという特徴を持っている。

図書館は、集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。

4. 図書館の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

### 第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

### 第4 図書館はすべての検閲に反対する

1. 検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相容れない。

検閲が、図書館における資料収集を事前に制約し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、廃棄に及ぶことは、内外の苦渋にみちた歴史と経験により明らかである。

したがって、図書館はすべての検閲に反対する。

2. 検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。
3. それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制におちいることなく、国民の知る自由を守る。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

1. 図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかわるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このためには、図書館の民主的な運営と図書館員の連帯の強化を欠かすことができない。
2. 図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である。われわれは、図書館の自由を守ることで共通の立場に立つ団体・機関・人びとと提携して、図書館の自由を守りぬく責任をもつ。
3. 図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合にのみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。

4. 図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済につとめることは、日本図書館協会の重要な責務である。

(1979. 5. 30 総会決議)

## ○図書館員の倫理綱領

日本図書館協会 1980. 6. 4 総会決議

この倫理綱領は、「図書館の自由に関する宣言」によって示された図書館の社会的責任を自覚し、自らの職責を遂行していくための図書館員としての自律的規範である。

1. この綱領は、「図書館の自由に関する宣言」と表裏一体の関係にある。この宣言に示された図書館の社会的責任を日常の図書館活動において果たしていくのは、職業集団としての内容の充実によらなければならない。この綱領は、その内容の充実を目標とし、図書館員としての職責を明らかにすることによって、自らの姿勢をただすための自律的規範である。したがってこの綱領は、単なる徳目の列挙や権利の主張を目的とするものでなく、すべての館種に共通な図書館員のあり方を考え、共通な基盤を拡大することによって、図書館を社会の有用な機関たらしめようという、前向きでしかも活動的なものである。

この綱領でいう図書館員とは、図書館に働くすべての職員のことである。綱領の各条項の具体化に当たっては、図書館長の理解とすぐれた指導力が不可欠である。

2. 綱領の内容はこれまでの図書館活動の実践の中から生まれたものである。それを倫理綱領という形にまとめたのは、今や個人の献身や一館の努力だけでは図書館本来の役割を果たすことができず、図書館員という職業集団の総合的な努力が必要となり、かつ図書館員のあるべき姿を、図書館員と利用者と、図書館を設置する機関または団体との三者が、共に考えるべき段階に立ち至ったからである。

3. この綱領は、われわれの図書館員としての自覚の上に成立する。したがってその自覚以外にはいかなる拘束力もない。しかしながら、これを公表することによって、われわれの共通の目的と努力、さらにひとつの職業集団としての判断と行動とを社会に誓約することになる。その結果、われわれはまず図書館に大きな期待を持つ人びとから、ついで社会全体からのきびしい批判に自らをさらすことになる。

この批判の下での努力こそが、図書館員という職業集団への信頼を生む。図書館員の専門性は、この信頼によってまず利用者に支えられ、さらに司書職制度という形で確認され、充実されねばならない。そしてその専門性がもたらす図書館奉仕の向上は、すべて社会に還元される。そうした方向

へわれわれ図書館員全体が進む第一歩がこの倫理綱領の制定である。

4. この綱領は、すべての図書館員が館種、館内の地位、職種及び司書資格の有無にかかわらず、綱領を通して図書館の役割を理解し、綱領実現への努力に積極的に参加することを期待している。さらに、図書館に働くボランティアや図書館同種施設に働く人びと、地域文庫にかかわる人びと等による理解をも望んでいる。
5. 綱領の構成は、図書館員個人の倫理規定にはじまり、組織体の一員としての図書館員の任務を考え、ついで図書館間および図書館以外の人びととの協力に及び、ひろく社会における図書館員の果たすべき任務に至っている。

#### (図書館員の基本的態度)

- 第1 図書館員は、社会の期待と利用者の要求を基本的なよりどころとして職務を遂行する。

図書館は社会の期待と利用者の要求の上に成立する。そして、ここから国民の知る自由の保障という図書館の目的も、またすべての国民への資料提供という基本機能も導き出される。したがって、図書館へのあらゆる期待と要求とを的確に把握し、分析し、かつ予測して、期待にこたえ、要求を実現するように努力することこそ、図書館員の基本的な態度である。

#### (利用者に対する責任)

- 第2 図書館員は利用者を差別しない。

国民の図書館を利用する権利は平等である。図書館員は、常に自由で公正で積極的な資料提供に心がけ、利用者をその国籍、信条、性別、年齢等によって差別してはならないし、図書館に対するさまざまな圧力や干渉によって利用者を差別してはならない。また、これまでサービスを受けられなかった人びとに対しても、平等なサービスがゆきわたるように努力すべきである。

- 第3 図書館員は利用者の秘密を漏らさない。

図書館員は、国民の読書の自由を保障するために、資料や施設の提供を通じて知りえた利用者の個人名や資料名等をさまざまな圧力や干渉に屈して明かしたり、または不注意に漏らすなど、利用者のプライバシーを侵す行為をしてはならない。このことは、図書館活動に従事するすべての人びとに課せられた責務である。

(資料に関する責任)

第4 図書館員は図書館の自由を守り、資料の収集、保存および提供につとめる。

図書館員は、専門的知識と的確な判断とに基づいて資料を収集し、組織し、保存し、積極的に提供する。そのためには、資料の収集・提供の自由を侵すいかなる圧力・検閲をも受け入れてはならないし、個人的な関心や好みによる資料の収集・提供をしてはならない。図書館員は、私的報酬や個人的利益を求めて、資料の収集・提供を行ってはならない。

第5 図書館員は常に資料を知ることにつとめる。

資料のひとつひとつについて知るということは決して容易ではないが、図書館員は常に資料を知る努力を怠ってはならない。資料についての十分な知識は、これまでも図書館員に対する最も大きな期待のひとつであった。図書館に対する要求が飛躍的に増大している今日、この期待もいちだんと高まっていることを忘れてはならない。さらに、この知識を前提としてはじめて、潜在要求をふくむすべての要求に対応し、資料の収集・提供活動ができることを自覚すべきである。

(研修につとめる責任)

第6 図書館員は個人的、集団的に、不断の研修につとめる。

図書館員が専門性の要求をみたすためには、(1)利用者を知り、(2)資料を知り、(3)利用者と資料を結びつけるための資料の適切な組織化と提供の知識・技術を究明しなければならない。そのためには、個人的、集団的に日常不断の研修が必要であり、これらの研修の成果が、図書館活動全体を発展させる専門知識として集積されていくのである。その意味で、研修は図書館員の義務であり権利である。したがって図書館員は、自主的研修にはげむと共に研修条件の改善に努力し、制度としての研修を確立するようつとめるべきである。

(組織体の一員として)

第7 図書館員は、自館の運営方針や奉仕計画の策定に積極的に参画する。

個々の図書館員が積極的な姿勢をもたなければ、図書館は適切・円滑に運営することができない。図書館員は、その図書館の設置目的と利用者の要求を理解し、全員が運営方針や奉仕計画等を十分理解していなければならない。そのためには、図書館員は計画等の策定にたえず関心をもち、積極的に参加するようつとめるべきである。

第8 図書館員は、相互の協力を密にして、集団としての専門的能力の向上につとめる。

図書館がその機能を十分に果たすためには、ひとりの図書館員のみだけでなく、職員集団としての力が発揮されなければならない。このためには、図書館員は同一職種内の協調と共に、他職種の役割をも正しく理解し、さらに、地域および全国規模の図書館団体に結集して図書館に働くすべての職員の協力のもとに、それぞれの専門的知識と経験を総合する必要がある。図書館員の専門性は、現場での実践経験と不断の研修及び職員集団の協力によって高められるのであるから、図書館員は、経験の累積と専門知識の定着が、頻繁すぎる人事異動や不当配転等によって妨げられないようにつとめるべきである。

第9 図書館員は、図書館奉仕のため適正な労働条件の確保につとめる。

組織体の一員として図書館員の自覚がいかに高くても、劣悪な労働条件のもとでは、利用者の要求にこたえる十分な活動ができないばかりか、図書館員の健康そのものをも維持しがたい。適正数の職員配置をはじめ、労働災害や職業病の防止、婦人図書館員の母性保護等、適切な図書館奉仕が可能な労働条件を確保し、働きやすい職場づくりにつとめる必要がある。図書館員は図書館奉仕の向上のため、図書館における労働の独自性について自ら追求すべきである。

(図書館間の協力)

第10 図書館員は図書館間の理解と協力につとめる。

図書館が本来の目的を達成するためには、一館独自の働きだけでなく、組織的に活動する必要がある。各図書館は館種・地域・設置者の別をこえ、理解と協力につとめるべきである。図書館員はこのことをすべて制度上の問題に帰するのではなく、自らの職業上の姿勢としてとらえなければならない。図書館間の相互協力は、自館における十分な努力が前提となることを忘れてはならない。

(文化の創造への寄与)

第11 図書館員は住民や他団体とも協力して、社会の文化環境の醸成につとめる。

図書館は孤立した存在であってはならない。地域社会に対する図書館の協力は、健康で民主的な文化環境を生み出す上に欠くことができない。他方、この文化環境によって図書館の本来の機能は著しい発達をうながされ

る。図書館員は住民の自主的な読書運動や文庫活動等をよく理解し、図書館の増設やサービス改善を求める要求や批判に、謙虚かつ積極的にこたえなければならない。さらに、地域の教育・社会・文化諸機関や団体とも連携を保ちながら、地域文化の向上に寄与すべきである。

第12 図書館員は、読者の立場に立って出版文化の発展に寄与するようつとめる。

出版の自由は、単に資料・情報の送り手の自由を意味するのではなく、より根本的に受け手の知る自由に根ざしている。この意味で図書館は、読者の立場に立って、出版物の生産・流通の問題に積極的に対処する社会的役割と責任を持つ。また図書館員は、「図書館の自由に関する宣言」の堅持が、出版・新聞放送等の分野における表現の自由を守る活動と深い関係を持つことを自覚し、常に読者の立場に立ってこれら関連分野との協力につとめるべきである。

日本図書館協会は、わが国の図書館の現状にかんがみこの倫理綱領を作成し、提唱する。本協会はこの綱領の維持発展につとめると共に、この綱領と相いれない事態に対しては、その改善に向けて不断に努力する。

## 第4次奈義町子ども読書活動推進計画

編集発行 奈義町・奈義町教育委員会

策 定 2025年 3月 31日

公 開 2025年 4月 1日

事務局 奈義町立図書館

〒708-1323 岡山県勝田郡奈義町豊沢441

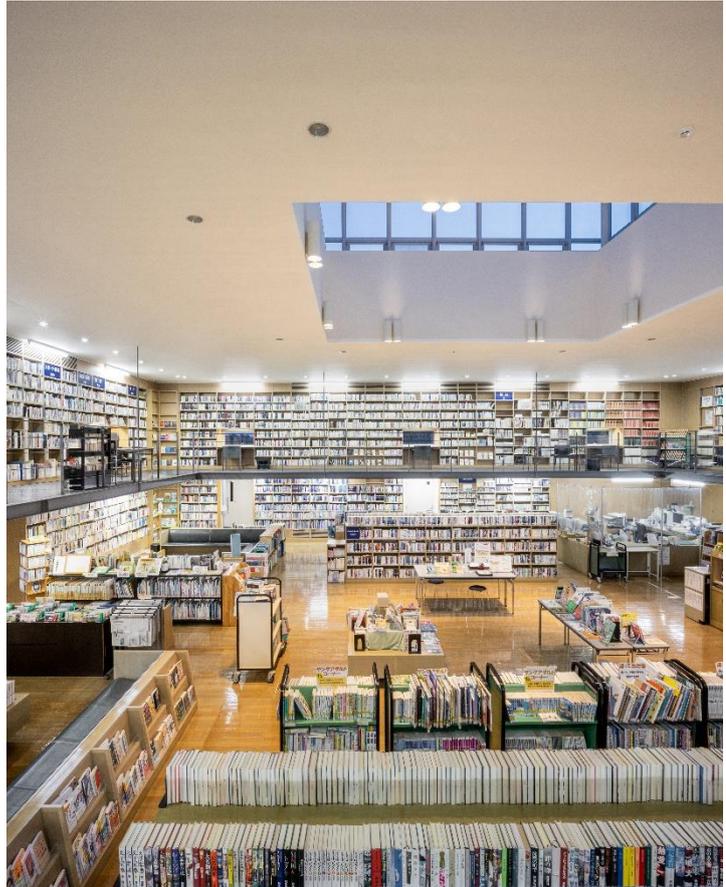
Phone 0868-36-5811

Fax 0868-36-5855

e-mail [tosho@town.nagi.lg.jp](mailto:tosho@town.nagi.lg.jp)

©写真 青地大輔 2011





第4次奈義町子ども読書活動推進計画

2025年3月策定

2025年4月公開